

大阪総合会計ニュース

第7号

2021年1月1日

経営理念

- 一、事務所は、中小企業経営の健全な発展と多面的な要求の実現をめざします。
- 一、事務所は、納税者の権利擁護と、税制・税務行政の民主化の運動をすすめます。
- 一、事務所は、所員が学問の成果に学び専門的知識を身につけることをめざします。
- 一、事務所は、所員が、文化的で豊かな生活を営む拠点となることをめざします。
- 一、事務所は、以上の課題を実現するため多くの人々との協力をひろげます。

発行 大阪総合会計事務所

大阪市中央区高麗橋2丁目2番7号 東栄ビル3階
TEL 06(6202)9251 news@z-osk.jp

発行人 竹内 克謹



北浜の歴史シリーズ
第7回

旧大阪教育生命会館

(右奥は日本基督教団浪花教会、1930年竣工)

私たちの事務所周辺には、明治から大正にかけて建築されたレトロビルがたくさん残っており、今も使われています。これは明治45年(1912年)に建てられた生命保険会社のビルです。設計者は近代建築の父、辰野金吾です。東京駅に象徴される赤レンガに白い花崗岩の横線は辰野のデザインの特徴です。現在は結婚式場として使われていますが、重要文化財級のビルが事務所の近くにあるとは驚きでした。

国は国民の命とくらしを守れ

所長 竹内 克謹
よしなり

新年あけましておめでとうございます。

昨年は事務所の業務も、個人の確定申告書の提出期限が4月まで延長され、それが終わると「持続化給付金」などの申請支援に追われ、あつという間の一年でした。

コロナ禍での外出の自粛による消費の大幅な減少、店舗の営業制限による収益の激減、そして世界的な経済活動の停滞による輸出の低迷で日本経済は未曾有の不況にさらされています。関与先でも「非常事態宣言が解除されても売り上げが戻らない」「もらった給付金も底をついた」など困難な現状を訴える声を聞かない日はありません。確かに「持続化給付金」や「家賃補助支援金」で一息はついたものの、これだけ長期化すると一回きりの支給だけでは毎月発生する人件費など経費の支払いには到底足らず、焼け石に水とはこのことか、というのが実態です。給付金やコロナ対策融資で何とか事業を継続しているのが精いっぱいの中零細企業、このままでは存続自体が危うくなるのは目に見えています。今こそ本当に事業を「持続」できる支援が求められています。

海外を見ると、ドイツではレストランなどの食事を対象に付加価値税を19%から5%に減税し、お隣の韓国でも年間売上高6000万ウォン(日本円で540万円)以下の事業者に対して納税を免除する措置を講じました。その他の付加価値税を導入している国々でも一部の取引の税率を引き下げるなど国民生活を支援する政策を実施しています。それに引き換え菅首相は「消費税は社会保障の財源として必要」といまだに消費税の減税を否定しています。経済を回しながら感染拡大を防ぐというのであれば、一回きりの給付金よりも、毎日の取引や消費のすべてにかけられる消費税の減税こそが、中小企業や国民にとって最大の経済対策となるはずです。

第3波と言われる感染者数が急増している今、雇用を守って地域経済を支えている関与先の皆さま方に敬意を表するとともに、更なる感染予防の徹底で自社の経営を守り発展されることを願って、年初のご挨拶とさせていただきます。

従業員の 入社・退職に伴う手続き



松本 倫幸

最近関与先の皆さまより、従業員の入社時・退職時の手続きについて、様々なご質問をいただく機会が増えました。

そこでこれらの手続きの内容を税金面、社会保険面どちらも併せてまとめたものをご紹介します。



入社時の手続き

(1) 税金関係

① 住民税特別徴収切替手続き

従業員が入社したとき、多くの場合は住民税を本人が納付する「普通徴収」となっていると思います。これを給料から天引きして、会社で納める「特別徴収」に変更するための手続きです。

この手続きは、従業員から「住民税決定通知書」を預かり、そこに記載されている市区町村に、「特別徴収切替申請書」を入社した月の翌月10日までに提出してください。

② 扶養控除等申告書の記入

前年より勤めている従業員は、前年の年末調整で記入したのになります。これを入社時に記入してもらい、各事業所で他の方の扶養控除等申告書と一緒に保管してください。

この書類を提出していない方は、原則として給与の源泉所得税額が「乙欄」になりますのでご注意ください。

(2) 社会保険関係

① 雇用保険加入手続き

入社時に定めた1週間の労働時間が20時間以上となる従業員が入社した場合は、雇用保険の資格取得手続きが必要になります。前職などで雇用保険に加入していた方については、雇用保険被保険者証を預かり「雇用保険資格取得届」を記入し、入社月の翌月10日までに事業所管轄のハローワークに郵送してください。

なお、雇用保険被保険者証がない場合は、被保険者番号欄を空欄にしたまま、「雇用保険資格取得届」を上記と同じように提出してください。

② 社会保険加入手続き

社会保険の加入要件を満たす方が入社した場合は、年金手帳を預かり基礎年金番号を記載し、入社日から5日以内に、「健康保険・厚生年金保険資格取得届」を事務所管轄の年金事務所（大阪の場合は「大阪広域センター」。以下同じ）に送ってください。



退職時の手続き

(1) 税金関係

① 住民税異動手続き

住民税を給料から天引きしていた方については、退職時に「給与所得者異動届出書」を従業員の住民税を納めていた市区町村に、退職月の翌月10日までに提出してください。

② 給与所得の源泉徴収票の作成

従業員退職後に、最後の給与が計算できてから、給与所得の源泉徴収票を従業員に渡ししてください。

なお、事業所で年末調整を行う場合は、年末調整完了後に源泉徴収票を従業員に渡してください。

③ 退職所得の受給に関する申告書の作成

従業員に退職金を支給する場合には、「退職所得の受給に関する申告書」を作成の上、従業員に記入押印してもらい、事業所で保管してください。

もしこの書類がない場合は、退職所得控除が受けられず、20.42%の税率による源泉徴収が行われることとなるので、必ず記入してもらってください。

④ 退職所得の源泉徴収票の作成

③と同じく、退職金を支給する場合には、支給時に退職所得の源泉徴収票を従業員に渡してください。

(2) 社会保険関係

① 雇用保険喪失手続き

雇用保険に加入していた従業員が退職した場合は、「雇用保険被保険者資格喪失届」を、退職した日の翌々日（資格喪失日の翌日）から起算して10日以内に、事務所管轄のハロー

ワークに提出してください。

② 離職票の送付

雇用保険に加入していた方が退職する場合は、本人が離職票の交付を希望した場合、もしくは退職者の年齢が59歳以上の場合、「雇用保険被保険者離職証明書」を①の書類と同時に事業所管轄のハローワークへ提出してください。

後日ハローワークより離職票が送られてきますので、退職した従業員に送付して手続きが終了となります。

③ 社会保険喪失手続き

社会保険に加入していた方が退職する場合には、「社会保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届」を、退職日の翌日から起算して5日以内に事業所管轄の年金事務所に提出してください。

なお、社会保険の給与からの天引きについては、月末退職の場合は退職月の分まで、月の途中での退職の場合は前の月の分までを徴収してください。



以上の内容をまとめたチェックシートを載せておきます。
どの手続きをする必要があるかを確認するときなどにお使いください。



■従業員入社時・退職時 チェックシート

		手続・書類名	チェック欄
入社時	税務関係	住民税特別徴収手続き	
		今年度の扶養控除等申告書の記載	
	社会保険関係	雇用保険加入手続き	
		健康保険・厚生年金保険加入手続き	
		医師国民健康保険加入手続き（クリニックのみ）	
退職時	税務関係	住民税特別徴収異動手続き	
		給与所得の源泉徴収票の作成・送付	
		退職所得の受給に関する申告書の作成（退職金支給時のみ）	
		退職所得に関する源泉徴収票の作成・送付（退職金支給時のみ）	
	社会保険関係	雇用保険喪失手続き	
		離職票発行手続き	
		健康保険・厚生年金保険喪失手続き	
		医師国民健康保険喪失手続き（クリニックのみ）	

補足 医師国保の場合の手続き

開業医・医療法人の場合は、「協会けんぽ」ではなく「医師国保」に入られている方がいらっしゃると思います。大阪府の医師国保の手続きを例に入職時、退職時に分けてご紹介します。

なお、「組合員」とは、各医師国保組合が定める地域在住の各都道府県医師会会員の方であり、「准組合員」とは、組合員の下で働く従業員のことをいいます。それぞれ提出する書類が一部異なるのでご注意ください。

1 入職時の手続き

従業員が入職した場合、健康保険の加入要件を満たす場合と、満たさない場合で手続きが変わってきます。

まず健康保険の加入要件を満たす方は、次の順序で手続きを行うことになります。

- (1) 医師国保組合に「被保険者資格取得届」と「健保適用除外承認申請書」を同時に提出します。
- (2) 医師国保組合より返送されてきた書類を事務所管轄の年金事務所に提出してください。
- (3) 年金事務所から「健保適用除外承認証」が送られてくるので、その書類を医師国保組合に提出してください。
- (4) 医師国保組合から保険証が送られてきたら、従業員に渡してください。医師国保の加入日は「健保適用除外承認申請書」に記載した、「適用除外を受けようとする日」欄に記載された日となります。

以上で手続きが完了となります。

これに対して健康保険の加入要件を満たさない方については、「被保険者資格取得届」と「健保適用除外承認申請書」不要理由書」を、医師国保組合に提出することで手続きが完了となります。

なお、最初に医師国保組合に提出する書類は、入社日から5日以内が期限となるので注意が必要です。

2 退職時の手続き

従業員が退職する場合は、保険証を回収し、医師国保組合に「被保険者資格喪失届」を保険証と共に提出してください。こちらの期限は退職日の翌日から14日以内です。なお、保険料については退職日が月末ならその月分まで、月末以外なら前の月分までを給与から天引きしてください。

また、厚生年金保険に加入していた方については、前記の「③ 社会保険喪失手続き」の内容と同じく、「社会保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届」を、退職日の翌日から起算して5日以内に事業所管轄の年金事務所に提出してください。

最後に

今回は従業員の入社時・退職時に必要な手続きを簡単にご説明しました。もし詳しい内容などを確認したい場合は、社会保険労務士などにご確認ください。

また、医師国保については、各都道府県により手続きが異なる場合がありますので、手続きをされる際は所属の医師国保組合などにお問い合わせください。



コロナに負けるな!!

初めてのテレワーク

竹内克謹

昨年は、コロナ、コロナで騒ぐ間に過ぎ去った一年でした。季節が2つくらいなかつたように感じているのは私だけでしょうか。事務所でも時差出勤にテレワーク。執務室の机はアクリル板で間仕切られ、冬の寒い時期にもかかわらず、窓にとりつけられた換気扇が回っています。「テレワーク」もやってみると移動時間の節約になり、ZOOMやメールと組み合わせると案外有効な仕事のスタイルという発見もありました。第3波と言われる感染者急増の中、感染予防を徹底し、業務に支障が出ることのないよう努めることが、皆さまのお役に立てる事務所としての最低限の責務と考えています。

慎重、正確、積極的に

西岡英利

昨年は正月も休めず、何やら大変な年になるのではと思っていました。案の定、私にとっては一年で一番忙しい2月申告、確定申告時期がコロナ問題で振り回されて、ヘトヘトになりました。

コロナが少し落ち着いてきたと思えば、8月にはベテラン所員の退職による関与先の引き継ぎで、またヘトヘトになり、本当に厳しい一年でした。

年齢の問題なのか、以前は簡単に処理できたことにも時間がかかり、考えられないようなミスをしたり、本当にどうしたのか、自分でもよくわかりません。

今年は慎重に、正確な仕事をすること、積極的な気持ちを持たないこと、これを信条に頑張ります。

民主主義を守る

谷田久義

トランプの根柢のない選挙不正の主張。日本では、安倍前首相の「桜を見る会」、「森友学園公文書改ざん」事件での数々の虚偽答弁、菅首相の日本学術会議への人事介入。悪人は常に「真実」をねじ曲げ隠蔽します。かつてナチスは「嘘も百回言えば真実になる」と言い放ち、国民を戦争へ導き殺戮を繰り返しました。「真実を見極める力」こそが「民主主義」を守る力になるように思います。

今年も感謝の一年に！

澤村まち子

昨年は、健康に過ごすことができて感謝でした。健康に過ごすために体力を上げて、なるべくエスカレーターを使わず階段を使うようにするなど日常で運動するように心がけました。まだまだ知識不足ですが仕事も頑張つて、コロナ禍の中、すべてのことに感謝をし、心身ともに元気な一年でありたいと思います。みなさまも健康な年でありますように。

まだまだこれから

茶橋綾子

就職して早半年ほど、少しは業務を覚えることができたかな、と思うのですが、税務はまだまだこれからが忙しい時期というところもあり、確定申告に関わる仕事を覚える・的確にこなす、この2つを目標に頑張ります。今年の抱負は、これまで学習した内容を仕事に反映させることです。あとはこれ以上体力が落ちないよう何かしらの運動を始められたら、と考えています。

「キメハラ？」

増田紗知子

姪甥が「鬼滅の刃」にハマっています。きっかけは幼稚園のお友達。親が動画を見せる前から主題歌を歌い、アニメを見始めてからは、私にもキャラクターの名前やストーリーを教えてくださいなす。「知らないの？」と言われる

から指導され、あらずじくらしいであれば説明できるようにになりました。世間ではあまりの流行ぶり「キメハラ」なる言葉まで生まれています。「キメハラ」体験とはいきませんが、こどもの吸収力の凄さを実感する出来事となりました。



「一生にあと一枚しか、写真を撮れないとしたら？」

築山宣子

10月、久しぶりに映画館で映画を見ました。六本木ヒルズで行われた初日舞台挨拶が全国中継され、日常に戻ってきたと感じました。今年は少しでも文化的な生活を取り戻したいと思いま

す。見たのは「浅田家」。写真家浅田政志さんを主人公に、実話に基づいた中野量太監督のオリジナルストーリー。家族のゴシップ写真の話かと思えば、東日本大震災の津波で泥だらけになった写真を持ち主に返すボランティアのことなど、気がつけばポロリ。お勧めです。

新年の抱負

松本倫幸

昨年12月で入所3年目に突入しました。令和2年を振り返ると、まだまだ知識や経験が不足しているため、関与先の方々や事務所の職員方などに、度々ご迷惑をおかけしていたと思えます。

令和3年の目標としましては、普段の業務や税理士試験の勉強を通じて、今後さらに知識と経験を蓄積させていき、今現在よりも一人でも多くの方の手助けができるよう、日々走り抜けていきたいと思います。

コロナ第2派!! 自粛の年末年始!!

門脇知慶

近頃はめっきり寒くなり熱帯の美味しい季節になってまいりました。コロナの影響は収まるどころか広がる一方であり、外出自粛の呼びかけは今も続いています。かたやGOTOキャンペーンによる外出を促す政策も発表され非常に矛盾した事態になり、旅行者と自粛派とのぶつかり合いになってしまいました。

どちらもストレスが溜まってしまうことだと思いますが、こんな時だからこそ今一度相手の立場に立つて行動すべき時なのだと思います。今の状況だと年末年始も自粛モードになりそうですが、みなさんはどう過ごすのでしょうか。私はお酒の値段と味はどこの店でも試みるので、年末年始は自粛皆勤賞になる予定です。

今年一年

岩本厚子

私にとって昨年は産休・育休からの復帰があり変化の大きい一年となりました。一日一週間一カ月があつという間でした。

今年はいよいよ良い濃い一日になるよう過ごしていきたいと思えます。今は大変という要素も私の原動力になっています！勢いだけではなく知識も追いつけるよう日々努力です！

心機一転

山本賢志朗

初めまして。山本賢志朗と申します。3年ほど前まで営業の仕事をしていましたが、簿記の試験勉強をきっかけに会計の世界に興味をもち、昨年の10月にこの事務所に転職いたしました。将来の目標は「経営者の最良のパートナーになること」です。

大学まで続けてきた武道で培った精神力で、まずは税理士試験を突破したいと思えます。まだまだ力不足な点もございしますが何卒、よろしく願っています。

冬期休暇のお知らせ

12/29(火)~1/5(火)

冬期休暇とさせていただきます。

※コロナ禍、密を避けるため、毎月第1営業日午前中の所内会議を事務所外で行っております。この間、電話対応ができませんので、ご迷惑をおかけしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

